

令和4年第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年5月12日（木） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉  
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉  
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆  
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 河田 均

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先  
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 栞原 修司 ・ 神山 肇  
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美  
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男  
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	吉村 雅子	主査	中村 修
主任	三輪 幸	主任主事	宮地 結花
主事	宮田 直弥	主事	臼井 健人

議 事

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議  
について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議  
について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理  
の報告について

報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理  
の報告について

議 長

それでは、令和4年第5回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号17番梶下信孝委員、議席番号18番山口貴範委員、御両名様、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第26号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番島地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番常磐地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

4番岩野田地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

5番黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番方県地区の申請は、農業経営の安定を図るための使用貸借の設定です。

4ページをお願いします。

7番合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8番三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9番網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第26号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番島地区は、古田薫委員、お願いします。

古田委員

1番の申請は、農業経営を拡大する担い手が、畑を譲り受けるものです。

申請地では、引き続き野菜を栽培する予定です。

受人は認定農業者であり、地域の取り決めなども十分承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2番常磐地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、所有する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、3番北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

今回の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

4月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、申請地隣地も適正に耕作しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

4番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、所有する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、5番及び6番、黒野、方県地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
4月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では柿の栽培を行うとのこと。  
地域の取り決めなどもよく理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。  
続きまして、6番の申請は、農業経営の安定を図る借人へ、農地を貸し出すものです。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
借人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、7番合渡地区は、村木多藏委員、お願いします。

村木委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、8番三輪巖美地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。  
申請地では野菜を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、9番網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

5月6日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。

受人は申請地の隣の田を世帯で耕作されており、申請地でも水稻を栽培される予定です。

地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第26号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。

議案第26号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第27号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第27号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6ページの総括表を御覧ください。

今回は、1件、399平方メートルです。

7ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第27号について説明を受けました。

議案第27号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第27号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第28号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第28号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9ページの総括表を御覧ください。

今回は、4件、合計9,880平方メートルです。

10ページをお願いします。

1番、七郷地区の申請は、所有権の移転により、テニスコートに転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、申請に係る農地に代えて他の土地を提供することによって目的を達成することができないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、33ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、岐阜西中学校北東に位置する農地です。

2番、合渡地区の申請は、所有権の移転により、幼稚園の駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の2分の1を超えないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、34ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、北西部プラント南西に位置する農地です。

3番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可し得るものです。

4番、網代地区の申請は、使用貸借の設定により、牛舎及び採草放牧地に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、原則不許可ですが、地域の農業の振興に資する農業用施設として設置されるものであることから、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、35ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜市北西部体育館北に位置する農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第28号について説明を受けました。

1番七郷地区、2番合渡地区及び4番網代地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番七郷地区については、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

1番の申請は、テニスコートの拡張のために転用するものです。

4月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、2番合渡地区は、村木多藏委員、お願いします。

村木委員

2番の申請は、駐車場の建設のために転用するものです。  
申請地付近の農地、水路について、転用による影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、4番網代地区は松野芳正委員、お願いします。

松野委員

4番の申請は、地元で畜産業を行う借人が、牛舎及び採草放牧地のために転用するものです。

5月6日、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に、申請地付近の農地、水路等について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第28号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第28号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。報告第17号から第19号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局

規程に基づき、令和4年4月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第17号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

12ページをお願いします。

届出は13件、合計17,746平方メートルです。

続きまして、報告第18号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

14ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は10件、合計4,182平方メートルです。

明細は15ページから16ページです。

続きまして、報告第19号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

18ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は52件、合計29,659.39平方メートルです。

明細は19ページから32ページです。

以上でございます。

議長

続きまして、黒野地区の砂利採取に伴う一時転用許可の工事の進捗状況について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、黒野地区の砂利採取の完了についてご報告いたします。

令和2年11月20日付け、一時転用期間1年6ヶ月で許可されたものです。

砂利採取の状況につきましては、毎月、岐阜県商工労働部岐阜地域産業労働室及び岐阜市環境部産業廃棄物指導課、また農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び申請者とともに、現地で工事の進捗状況等の確認を行ってまいりました。

この度許可期間内に工事を終了し、令和4年4月25日付けで工事の完了報告が提出されました。砂利採取法の廃止届についても県へ提出済であることを確認しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、事務局から説明を受けましたが、該当地については、現地調査を行っております。

それでは、担当地区の野々村委員、お願いします。

野々村委員

黒野地区内の砂利採取の状況を報告します。

4月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、関係部局及び申請者と共に、現地立会いを行いました。

埋戻し作業は終了し、現場が農地に復元されていることを確認しております。

これまで、毎月立ち入り検査をしております。特に地元の農地利用最適化推進委員は、月に2回以上の立会いをしっかりとやられておりました。作業状況も問題ありませんでしたので、この度の砂利採取に伴う一時転用は当初の計画のとおり完了したことをここで報告させていただきます。

議 長

ありがとうございました。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時25分閉会を宣す。